



気象庁

奈良地方気象台

Nara Local Meteorological Office, JMA

報道発表

いのちとくらしをまもる  
防災減災

令和5年6月7日  
奈良地方気象台

## 奈良県の洪水警報・注意報発表基準の変更について

奈良県の洪水警報・注意報の発表基準の見直しを行いました。  
新しい発表基準は令和5年6月8日13時から適用します。

洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。今般、最新の災害も取り込ん  
で基準の見直しを行い、下記のとおり発表基準を変更することとしました。

この基準変更は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）※の判定にも反映します。

### 記

- 1 基準変更日時  
令和5年6月8日（木）13時
- 2 基準を変更する市町村  
桜井市、平群町、三郷町、斑鳩町、大淀町、東吉野村を除く奈良県内市町村
- 3 発表基準  
6月8日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。  
警報・注意報発表基準一覧表（奈良県）  
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nara.html>

※洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

【参考】奈良県の気象警報・注意報

[https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area\\_type=offices&area\\_code=290000](https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=290000)

大淀町は、洪水警報・注意報の発表基準の変更はありませんが、洪水キキクルの「危険」（紫）  
に用いる基準を変更します。

問合せ先：奈良地方気象台 担当 岡本、榎本  
電話：0742-22-2556